

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	総務課長	高橋伸行君
企画調整課長	木下誠司君	税務課長	水野忠宗君
健康福祉課長	藤塚康孝君	子育て推進課長	吉野敬子君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	立川昭雄君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	多賀靖君
会計管理者兼 会計課長	中嶋努君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	小川裕司君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

## 4 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第3 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第4 議第50号 専決処分の承認について
- 日程第5 議第51号 平成30年度垂井町水道事業会計決算認定について
- 日程第6 議第52号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

- 議第53号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第54号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第55号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第56号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 議第57号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正について
- (1) 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例
  - (2) 垂井町水道事業給水条例
  - (3) 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例
  - (4) 垂井町都市公園条例
  - (5) 垂井町体育施設設置及び管理に関する条例
  - (6) 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例
  - (7) 垂井町農村婦人の家設置及び管理に関する条例
  - (8) 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例
  - (9) 垂井町文化会館の設置及び管理に関する条例
  - (10) 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例
  - (11) 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例
  - (12) 垂井町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例
  - (13) 垂井町道路占用料徴収条例
  - (14) 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例
  - (15) 垂井町福社会館の設置及び管理に関する条例
  - (16) 垂井町簡易水道給水条例
  - (17) 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
  - (18) 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
  - (19) 垂井町駅前周辺施設の設置及び管理に関する条例
  - (20) 垂井町町営住宅条例
  - (21) 垂井町下水道条例
  - (22) 垂井町法定外公共物管理条例
  - (23) 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例
  - (24) 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例
  - (25) 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例
  - (26) 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例
- 議第58号 不破郡障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議につ

いて

- 議第59号 不破郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 議第60号 大垣衛生施設組合理約の変更に関する協議について
- 議第61号 西南濃粗大廃棄物処理組合理約の変更に関する協議について
- 議第62号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより令和元年第 4 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から14日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、4番 若山隆史君、5番 藤埴理君を指名いたします。

町長より特に発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、令和元年第 4 回垂井町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営に関する所信を申し述べ、町議会並びに町民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、町長就任後の初めての町議会でありました去る 5 月10日開会の令和元年第 3 回垂井町議会臨時会で発言の機会をいただき、町政に臨む基本姿勢を申し上げ、町民の皆様への負託に応えるための具体的な町政の施策につきましては、次回開催されます定例町議会でお示ししますと申し述べました。本日は、町政を担うに当たっての所信を具体的にお示しをしたいと存じます。

今日、国内では、人口減少の中で人々の価値観の多様化が進み、垂井町においても人口減少と高齢化に適応した取り組みが急務となっておりますのでございます。

私は、議会議員提言、そしてまた自治会要望を重視して、3 現主義、町民目線の政治を推進し、令和という時代に新しい感覚で進取果敢に垂井町に山積する難しい課題にも大胆に取り組んでいく決意であることを公約、それから町長の就任挨拶で申し上げてまいりました。

また、選挙期間中、町民の皆様への傍観者でなく行政と共通認識を持っていただき、効率のよい政治を行いましょ。また、町民目線、現場主義で変えていくべきものは英断を持って改善をしましょとも訴えもしてまいりました。この考えにつきましては、今も変わっておりません。

そして、町政運営においても変えてはならないのは、平成22年 3 月に制定をいたしました垂井町まちづくり基本条例で、住民、議会、行政が協働してまちづくりを進めることの基本理念でございます。それからもう一つは、昨年 3 月に策定をいたしました垂井町第 6 次総合計画に述べられている基本構想と 7 つのテーマ別戦略でございます。

7つのテーマには、それぞれ目指す町の姿が掲げられ、主要課題と戦略の狙いが明らかにされております。

そこで、テーマごとに私の選挙公約及び整合性を整理しておきたいと思っております。

まず、1つ目の「協働」でございます。自治会など、これまでの垂井町の発展を下支えしてきた地域団体の活動を大切にしていまいりたいと考えております。また、オール垂井町での分野別まちづくり協議会の構築をもう一度、いま一度検討いたし、誰もの声が届く無理無駄のない協働事業をぜひとも進めたいと考えております。

2つ目のテーマ「安全・安心」では、最近発生をいたしました川崎市での傷害事件にも見られるように、予期せぬ事故、あるいは事件、また自然災害の発生頻度も実に高まっております。このため、自主防災組織の支援を推進し、あわせて消防団員の処遇改善、それから年間報酬の見直しを行いたいと考えております。

次に3つ目のテーマでございますが、「都市基盤・環境」でございます。名古屋市のベッドタウンとして、垂井町の町の人口増を図るため、名古屋一米原駅間運行本数及び大垣直通列車増加を沿線自治体と連携し、JR東海への働きかけを強めていきたいと考えております。過日、JR東海の柘植代表取締役会長が垂井町にお越しになり、御講演を聞く機会を得ました。その際に名刺交換ができ、リニア新幹線が開通すると、垂井町を含むこの地域の交通アクセスが格段によくなるとのうれしいお話を聞かせていただいたところでございます。

また、後ほど申し上げますけれども、役場移転により、町の様子はさま変わりもします。都市計画・市街化区域の見直し、役場移転後の現庁舎の跡地活用についても取り組んでまいり所存でございますので、よろしく願いをいたします。

次に、4つ目のテーマ「産業・交流」でございますけれども、生きたまちづくりをテーマとした観光事業の推進を行います。一例として、中山道垂井宿のマルシェ、仮称・南宮大社のありがたや横町をつくり、観光と地場産業を振興いたします。

また、府中離山工業団地開発事業につきましては、誘致企業について関心が高まっております。土地開発公社と協力して優良企業の誘致にも努めてまいります。

5つ目のテーマの「福祉・健康」では、玄関先まで送迎する高齢弱者向け乗り合いバス、あるいはタクシーの導入や障がい者のデイサービス、働く場所の支援の充実、障害者年金窓口の設置を掲げました。先進自治体の状況を参考にいたしながら、財源措置が可能になり次第、実施をしてまいりたいと考えております。

加えて、子育て世代の支援につきましても、小・中学校の給食費の無料化を順次実施をいたします。高校生までの医療費の無料化の実現につきましては、財源措置が可能になり次第、実施したいと考えております。なお、これらの優先順位につきましては、議会議員を初め、町民の皆様のお意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

6つ目のテーマの「教育・文化」では、地域の財産・資源であります史跡「美濃国府」の整備を掲げました。

7つ目のテーマ「行財政運営」では、新庁舎での業務を速やかに進めたいと考えておりますが、ここで一番大切なことは、移転によりサービス低下や業務に支障が起きないようにすることが第一でございます。垂井町のシンボルとしてさまざまな人々による多様な場所を提供する事業や行事につきましては、総花的にならないように慎重に進めたいと考えております。

以上が、私が掲げました選挙公約を第6次総合計画のテーマ別に整理した内容でございます。また、これらの財源につきましては、垂井町公共施設等総合管理計画に述べられている機能集約等による施設総量及び管理運営費の縮減により捻出することも申し上げてまいりました。実施に当たりましては、関係者並びに町民の皆様のご理解が不可欠でございます。私は町長として先頭に立って行動したいと思っております。

ところで、平成29年度の決算ベースでございますけれども、町民1人当たりの借財でございますけれども、50万円を超えました。また、垂井町の財政指標のうち、将来負担比率につきましては、平成26年度3.6%、27年度13.9%、28年度13.8%と推移をいたし、29年度につきましては24.7%と前年比較で約11ポイントも悪化していることに実に驚いておるところでございます。

これらにつきましては、大型事業実施に伴います多額の町債発行が関係していると聞き及んでおるところでございますけれども、府中離山工業団地開発事業に係る垂井町土地開発公社への多額の債務保証、あるいは庁舎の跡地活用基本計画策定で出現するであろう新たな事業費額など、今後の財政シミュレーションを緊急に行う必要がございます。この結果によりまして、選挙公約である事業の実現時期に影響が発生するやもしれません。

終わりに、私の所信に対し、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をいただきますようお願いをいたすところでございます。

最後になりますけれども、以上をもちまして私の所信表明といたします。ありがとうございました。今後とも引き続きよろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） 本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 諸般の報告

---

○議長（後藤省治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情5件及び検査結果の報告が2件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

---

○議長（後藤省治君） 日程第2、報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上

程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について御説明を申し上げます。

議案書を開いていただきたいと思っておりますけれども、款2総務費でございます。新庁舎建設事業、新庁舎情報ネットワーク構築事業について。

次に、農林水産業費でございますけれども、経営体育成基盤整備事業についてを。

次に、土木費の道路橋りょう費では、宮代121号線道路改良事業、表佐宮代線歩道新設事業、泥川橋橋梁修繕（耐震補強）事業、新戸海橋橋梁修繕（耐震補強）事業、項5住宅費では、梅谷町営住宅移転補償事業について。

次に教育費でございますけれども、項2小学校費で小学校空調設備設置事業を、項3中学校費では中学校空調設備設置事業について。

以上、10事業に係ります繰越明許費につきまして、このたび繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告いたすものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長にそれぞれ補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま上程されております報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてのうち、総務課で所管いたしております事項について、補足説明をさせていただきます。

平成30年度垂井町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、新庁舎建設事業でございます。

本事業は、新庁舎の建設工事を平成30年度から2カ年をかけて実施するものでございます。工事に係る費用は25億円を見込んでおり、平成30年度では17億5,000万円を工事請負費として計上したところでございます。しかし、鉄骨工事に係る材料不足で工事の進捗がおくれたことから、3月定例会においては翌年度に繰り越す限度額を5億620万円として議決をいただいたところでございます。このような経過を踏まえ、3月末に30年度における工事の出来高を12億4,470万円と確認したため、5億530万円の繰越額となった次第でございます。

財源内訳でございますが、未収入の特定財源として県支出金につきましては、木質化を図るための工事が未完成であることから1,143万3,000円を繰り越し、地方債につきましては、工事の進捗がおくれたことから2億4,400万円を繰り越したものの、一般財源につきましては、特定財源を差し引いた額2億4,986万7,000円を繰り越したものでございます。

次に、同じく事業名、新庁舎ネットワーク構築事業でございます。

本事業は、さきに御説明申し上げました新庁舎建設事業の内装工事にあわせて実施することから、工事完成期限を翌年度に延長し、3,568万9,000円を繰り越したため御報告するものでございます。なお、財源につきましては、全額一般財源でございます。

以上、総務課所管に係ります補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤省治君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、ただいま上程されました報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、産業課で所管いたします款6農林水産業費、項1農業費、事業名が経営体育成基盤整備事業について、補足説明をさせていただきます。

この事業は、現在、栗原地区で実施しております圃場整備事業でございます。

当事業は、県営事業として岐阜県が事業主体となって進められており、地元土地改良区と町の負担が伴う事業でございます。この県営事業が平成30年度から令和元年度へ繰り越されたため、町負担分として1,050万円を繰り越すものでございます。現在、令和3年度の事業完了を目指し整備が進められているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 立川昭雄君。

〔建設課長 立川昭雄君登壇〕

○建設課長（立川昭雄君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費のうち、私のほうからは、建設課で所管しております款8土木費の5事業につきまして、繰越明許費繰越計算書に基づき補足説明をさせていただきます。

初めに、項2道路橋りょう費の4事業は、昨年の当初予算と6月議会におきまして補正予算をお願いした事業でございます。

まず、宮代121号線道路改良事業につきましては、防護柵を使用する工事が全国的に集中したことによる資材の入手難となったため、表佐宮代線歩道新設事業につきましては、用地の取得に不測の日数を要したため、また、泥川橋橋梁修繕（耐震補強）事業及び新戸海橋橋梁修繕（耐震補強）事業につきましては、鉄骨構造の主要な部材を接合するための高力ボルトが全国的な大規模建築の増加に伴い、鉄骨需要が増大したことにより調達が困難となったため、それぞれの事業におきまして年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費に計上させていただいたものでございます。

次に、項5住宅費の梅谷町営住宅移転補償事業につきましては、老朽化と耐震性が危惧される梅谷町営住宅入居者に対し、他の町営住宅等への移転を促進するため、昨年の12月議会と本年3月議会におきまして補正予算をお願いした事業でございます。入居者の意向等を考慮し、全世帯の速やかな移転を円滑に執行するため、繰越明許費に計上させていただいたものでございます。



それでは、繰越計算書に基づき、順に説明させていただきます。

初めに、款 8 土木費、項 2 道路橋りょう費のうち、事業名、宮代121号線道路改良事業でございます。繰越額1,900万円、財源内訳といたしまして、未収入特定財源のうち、国庫支出金が920万円、地方債が800万円、また、一般財源が180万円でございます。

続きまして、事業名、表佐宮代線歩道新設事業です。繰越額1,600万円、財源内訳といたしまして国庫支出金が715万円、一般財源が885万円でございます。

続きまして、事業名、泥川橋橋梁修繕（耐震補強）事業です。繰越額1,900万円、財源内訳といたしまして国庫支出金が572万円、負担金が950万円、こちらは養老町からの工事負担金でございます。一般財源が378万円でございます。

続きまして、事業名、新戸海橋橋梁修繕（耐震補強）事業でございます。繰越額1,856万円、財源内訳といたしまして国庫支出金が918万5,000円、地方債が300万円、一般財源が637万5,000円でございます。

次に、款 8 土木費、項 5 住宅費、事業名、梅谷町営住宅移転補償事業でございます。繰越額1,000万円、財源内訳は全額一般財源でございます。

なお、宮代121号線道路改良事業につきましては、5月末に竣工しております。また、表佐宮代線歩道新設事業につきましては、工期を令和2年2月下旬とし、泥川橋及び新戸海橋橋梁修繕（耐震補強）事業の2事業につきましては、令和2年3月下旬を工期とし工事を進めているところでございます。また、梅谷町営住宅移転補償事業につきましては、全入居者との移転補償契約を本年3月に締結し、本年12月下旬までに全ての世帯の移転が完了する予定でございます。

以上、繰越明許費の報告に係ります建設課所管事業の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてのうち、学校教育課が所管いたします款10教育費、項2小学校費の小学校空調設備設置事業と、同じく款10教育費、項3中学校費の中学校空調設備設置事業について、補足説明をさせていただきます。

昨年の夏の災害とも言われた猛暑を受け、国の平成30年度一般会計第1次補正予算におきまして新たに創設されましたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の交付を受けて、小・中学校の全ての普通教室103教室に空調設備を設置するものであります。ことしの夏までに工事を完成させる必要があり、去る1月25日に工事請負契約の締結につきまして議会の議決を受け、本契約を締結し、6月30日を完成期限として工事を進めております。

項2小学校費では、金額2億5,731万6,000円のうち、前払い金を除いた2億115万6,000円を翌年度に繰り越すものであります。なお、財源内訳といたしましては、国庫支出金が3,650万

円、地方債が1億1,410万円、一般財源が5,055万6,000円でございます。

項3中学校費では、中学校空調設備設置事業のうち、金額9,872万2,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。なお、財源内訳といたしましては、国庫支出金が1,521万6,000円、地方債が5,500万円、一般財源が2,850万6,000円でございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第3 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

---

○議長（後藤省治君） 日程第3、報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について御説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂井町土地開発公社の令和元年度の事業計画、予算及び資金計画並びに平成30年度の事業報告書及び決算報告書を提出いたすものでございます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） 建設課長 立川昭雄君。

〔建設課長 立川昭雄君登壇〕

○建設課長（立川昭雄君） 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、配付資料の順に説明させていただきます。

初めに、令和元年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画の1ページをごらんください。

令和元年度の事業計画につきましては、土地の取得造成といたしまして、府中離山工業団地開発事業を継続して実施するものでございます。事業面積7万788.02平方メートル、事業金額6億4,830万8,000円を予定しております。また、今年度が事業最終年度となることから、工業団地完成後、事業用地の売却を見込み、土地の処分といたしまして12億円を計上しております。

続きまして、2ページでございます。

令和元年度予算でございます。

第2条で収益的収入及び支出の予定額を定めております。

初めに、収入予定額でございますが、第1款事業収益としまして12億円、土地造成事業に係ります売却収益を見込んでおります。

次に、第2款事業外収益は、受取利息・受取配当金を見込み、4,000円、収入合計といたしまして12億4,000円を見込んでおります。

続きまして、支出予定額でございます。第1款事業原価は、完成土地等の売却原価といたしまして12億円、第2款販売費及び一般管理費は、人件費16万8,000円を計上し、支出合計といたしまして12億16万8,000円を計上しております。

収益的収入及び支出の収支差し引き額は、マイナスの16万4,000円でございます。

続きまして、第3条で資本的収入及び支出の予定額を定めております。

第1款資本的収入といたしましては、土地造成事業に係ります借入金として、町から債務保証をいただいた12億円から、これまで借入れを行った額を差し引いた3億6,378万円を見込んでおります。

次に、支出予定額でございます。第1款資本的支出といたしまして18億4,830万8,000円、内訳といたしまして、第1項土地造成事業費として用地費が566万9,000円、工事費として、前年度から施工しております造成工事のほか、のり面保護工事、植栽工事などで5億7,163万9,000円、測量試験費として造成工事監理業務、確定測量など4,996万3,000円、諸経費が113万2,000円、支払利息490万5,000円、水道工事に係ります負担金1,500万円を計上しております。また、第2項では、本年度償還期限を迎える金融機関からの借入れに対する償還金といたしまして、12億円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14億8,452万8,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、第4条で長期借入金の限度額を3億6,378万円と定め、第5条では予算の流用について定めるものでございます。

3ページに移っていただきまして、令和元年度資金計画でございます。

第2条で受け入れ資金の予定額を定めております。土地造成事業収益・長期借入金などで、合計18億5,245万5,000円、第3条支払資金といたしまして、土地造成事業費・長期借入金償還金などで、合計18億4,847万6,000円でございます。

令和元年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画は以上でございます。

続きまして、平成30年度垂井町土地開発公社事業報告書・決算報告書をごらんください。

初めに1ページ、平成30年度事業報告でございます。理事会の開催状況といたしましては、都合6回開催し、8議案の理事会議決をいただきました。

次に、土地の取得でございますが、府中離山工業団地開発事業用地といたしまして、総面積6万5483.35平方メートルを取得いたしました。

次に、借入金の概況でございます。期首残高2,306万円に対しまして、期中に8億1,316万円を借り入れましたので、期末残高は8億3,622万円となっております。また、開発中土地の明細といたしましては、公社の棚卸し資産として、土地の購入価格に工事費等の関連する付随費用を加算して計上しておりますが、8ページに明細を載せてございます。期首残高7,034万9,052円に対しまして、当期増加高は、土地取得に要した用地費、補償費のほか、造成工事に係ります工事費、測量試験費などを合わせまして9億275万9,265円となり、期末残高は9億7,310万8,317円となりました。

次に、2ページをごらんください。

平成30年度決算報告でございます。

初めに、収益的収支の状況でございます。収益的収入につきましては、受取利息及び受取配当金で、合計5,688円でございます。

次に、収益的支出は、理事会等の必要経費として16万3,800円となりました。この結果、3ページの損益計算書の最下段をごらんいただきますと、15万8,112円の当期損失を計上したところでございます。

2ページに戻っていただきまして、資本的収支の状況でございます。

初めに、資本的収入につきましては8億1,316万円で、土地造成事業に係る借入金でございます。

次に、資本的支出は4億9,033万5,255円で、内訳といたしまして、事業用地取得に係ります用地費が1億3,364万5,679円、補償費が4,973万2,575円、土地造成に係る工事費が2億6,618万5,720円、設計及び用地測量などの測量試験費が3,950万5,222円、諸経費といたしまして6万6,000円、支払利息が120万59円でございます。

次に4ページ、貸借対照表をごらんください。

初めに、資産の部でございます。

流動資産のうち、現金及び預金は4億3,967万5,227円で、5ページのキャッシュ・フロー計算書の最下段にございます期末残高でございます。

次に、開発中土地は9億7,310万8,317円で、先ほど1ページの事業報告書で御説明いたしましたとおり、これまでの土地取得に要した費用のほか、工事費、測量試験費など未払い金も含めて資産計上しております。流動資産合計といたしまして、14億1,278万3,544円でございます。

また、固定資産といたしまして、出資金2万円、長期性預金500万円で、資産の部合計は14億1,780万3,544円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

流動負債のうち、未払金が5億7,241万6,557円、短期借入金が8億3,622万円で、負債の部合計は14億863万6,557円でございます。

続きまして、資本の部でございます。

資本金といたしまして、基本財産が500万円、準備金のうち前期繰越準備金が432万5,099円、

当期損失が15万8,112円で、差し引き準備金の合計が416万6,987円となり、資本の部合計といたしましては916万6,987円でございます。

この結果、負債・資本合計は14億1,780万3,544円となったところでございます。

次に5ページ、平成30年度キャッシュ・フロー計算書をごらんください。

こちらは、1事業年度の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示しております。まず、Ⅰの事業活動では、土地造成事業及び人件費の支出と利息の受け取りで、合計マイナスの3億7,549万3,367円となりました。また、Ⅲの財務活動では、借入金による収入で8億1,316万円となり、各活動区分の合計といたしましてⅣの現金及び現金同等物増加額が4億3,766万6,633円となり、Ⅴの期首残高を加えた期末残高は4億3,967万5,227円となりました。

なお、6ページに財産目録、7ページ以降に各附属明細表、最後に決算審査意見書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

#### 日程第4 議第50号 専決処分の承認について

---

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第50号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第50号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

去る平成31年3月14日午後5時40分ごろ、垂井町綾戸910番地の3、垂井町立東小学校駐車場内におきまして、相手方所有の自動車が通行する際にグレーチングがはね上がり、オイルタンクを破損させた事故につきまして、令和元年5月13日、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、このたび専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては、学校教育課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 議第50号 専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

平成31年3月14日午後5時40分ごろ、東小学校の校舎北側の駐車場を東進してまいりました相手方の車が、駐車場内を南北に横断する側溝上を走行いたしました際に、側溝に設置してありますグレーチングがはね上がり、相手方の車のオイルタンクを破損させるという事故が発生いたしました。

事故の原因といたしましては、側溝付近の土地がややくぼんでいたことや、劣化によるグレーチングにゆがみが生じていたこととあります。今日まで保険会社と連絡をとりながら、相手方と示談に向けた協議を進めてまいり、町が管理します学校敷地内の事故であるため、相手方がこうむりました損害、オイルタンクの修理代金、走行不能なため修理先へのレッカー代金、並びに修理期間中の代車代金、合わせまして23万8,138円の全額を町が賠償することで示談が調い、賠償金の支払いや保険会社への保険金請求手続を速やかに進める必要があり、去る5月13日に地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分を行い、示談書を取り交わさせていただきました。

なお、賠償金は全額保険によって補填されることとなりました。

また、事故後、今回の事故の原因となりました側溝付近のくぼみを補修するとともに、グレーチングの取りかえを行いました。あわせて、全ての学校に対して同様な箇所がないか緊急点検を実施し、同様な危険な箇所がないことを確認いたしました。

今後、二度とこのような事故が発生しないよう、管理を徹底してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第50号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

---

日程第5 議第51号 平成30年度垂井町水道事業会計決算認定について

---

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第51号 平成30年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第51号 平成30年度垂井町水道事業会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度の垂井町水道事業会計決算を監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 多賀靖君。

〔上下水道課長 多賀靖君登壇〕

○上下水道課長（多賀 靖君） ただいま上程されました議第51号 平成30年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書14ページ、平成30年度垂井町水道事業報告書をごらんいただきたいと思っております。

平成30年度も安心・安全な水の安定供給を行うため、水道水源の保全、水質の向上、有収率の向上など継続した取り組みを行ってまいりました。建設改良では、災害に備えた施設の強靱化を目的に、第6次変更事業及び相川左岸地域施設改良事業の実施により、第1、第2水源地に非常用自家発電設備を設置いたしました。これにより、停電時においても水の安定供給が可能となったところでございます。

また、事業経営では、施設・管路の適切な維持管理、計画的な更新を進めていくため、平成30年度に料金改定を行ったところでございます。今後も水需要の動向を注視しつつ、さらなる経営の合理化と経費削減に努め、効率的かつ効果的な事業運営を図り、サービスの向上に努めてまいります。

それでは、給水状況並びに収益的収支の状況について説明させていただきます。

まず給水状況でございますが、給水戸数は9,175戸で、前年度に比べ96戸の増となり、総配水流量は353万8,294立方メートルで、前年度に比べ16万2,343立方メートルの増となりました。また、総有収水量は306万9,428立方メートルで、前年度に比べ10万4,033立方メートルの減となりました。このような給水状況の中、収益的収入につきましては3億9,469万1,011円で、前年度に比べ3,955万7,791円の増となりました。主な要因といたしましては、料金改定による給水収益の増加によるものでございます。

一方、収益的支出につきましては4億6,209万1,258円で、前年度に比べ9,931万6,809円の増

となりました。主な要因といたしまして、減価償却費、資産減耗費が増加したためでございます。

この結果、決算書の3ページ、平成30年度垂井町水道事業損益計算書をごらんいただきたいと存じますが、下から4行目でございますように、当年度は6,740万247円の純損失を計上するに至りました。要因といたしましては、相川左岸地域施設改良事業で建設いたしました新施設へ移行したため、不要となりました旧管理棟、旧低区配水池等の撤去に伴い、資産を除却したことにより資産減耗費が増加したためでございます。また、当年度未処分利益剰余金は3億109万74円となり、7ページの剰余金処分計算書でございますように、翌年度繰越利益剰余金として計上させていただきました。

次に、14ページに戻っていただきまして、下段、資本的収支の状況でございます。

まず、資本的収入につきましては1億686万9,011円で、内訳といたしましては、加入金333万3,000円、工事負担金181万6,011円、他会計負担金172万円、企業債1億円でございます。前年度に比べ3億3,610万7,675円の減となりました。

一方、資本的支出につきましては2億7,394万4,246円で、内訳としまして、建設改良費2億505万2,910円、企業債償還金6,889万1,336円でございます。前年度に比べ3億2,986万7,679円の減となりました。

当年度実施いたしました主な建設改良工事といたしましては、17ページをごらんください。

県道栗原青野線歩道整備工事に伴う配水管布設がえ工事のほか、相川左岸7号取水井戸改修工事などを実施しました。

また、第6次変更事業、相川左岸地域施設改良事業といたしましては、18ページをごらんください。

第6次変更事業といたしまして、第2水源地非常用自家発電設備工事、また相川左岸地域施設改良事業といたしまして、第1水源地非常用自家発電設備工事及び導水管布設がえ工事を実施いたしました。そのほかの工事などにつきましては、それぞれお目通し願います。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億6,707万5,235円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第51号 平成30年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することにいたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



御異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定しました。  
お諮りいたします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は10時15分といたします。

午前9時56分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

- 
- 日程第6 議第52号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について  
議第53号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議第54号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議第55号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議第56号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について  
議第57号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正について
- (1) 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例
  - (2) 垂井町水道事業給水条例
  - (3) 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例
  - (4) 垂井町都市公園条例
  - (5) 垂井町体育施設設置及び管理に関する条例
  - (6) 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例
  - (7) 垂井町農村婦人の家設置及び管理に関する条例
  - (8) 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例
  - (9) 垂井町文化会館の設置及び管理に関する条例
  - (10) 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例
  - (11) 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例
  - (12) 垂井町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例
  - (13) 垂井町道路占用料徴収条例

- (14) 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例
- (15) 垂井町福社会館の設置及び管理に関する条例
- (16) 垂井町簡易水道給水条例
- (17) 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
- (18) 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (19) 垂井駅周辺施設の設置及び管理に関する条例
- (20) 垂井町町営住宅条例
- (21) 垂井町下水道条例
- (22) 垂井町法定外公共物管理条例
- (23) 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例
- (24) 垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例
- (25) 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例
- (26) 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例

議第58号 不破郡障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

議第59号 不破郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

議第60号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について

議第61号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について

議第62号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

---

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第52号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてから議第62号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） それでは、議第52号から議第62号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第52号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第53号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についてを、あわせて議第54号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をそれぞれ一部改正する省令の施行に基づき、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議第55号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることに伴う改正に加えて、近隣市町の火葬料金を鑑み、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第56号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきましては、建築基準法第68条の2第1項に基づき、地区整備計画区域の見直しに当たり、建築物の用途制限を改めるものでございます。

次に、議第57号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正につきましては、議第55号と同様、消費税率等の引き上げに伴い、垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例ほか25の条例について、所要の改正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議第58号 不破郡障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、議第59号 不破郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議につきましては、垂井町役場庁舎移転に伴うものでございます。

議第60号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について及び議第61号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議につきましては、大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例が令和元年5月1日に施行されたことに伴い、それぞれ所要の改正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議第62号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,731万7,000円を追加いたし、予算総額を95億7,121万7,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして文化会館西駐車場敷地賃借料に係ります使用料及び賃借料につきまして、増額の措置をお願いいたしました。また、選挙費につきましては、参議院議員選挙に係ります報酬及びポスター掲示場設置等に係ります委託料につきまして、それぞれ増額をいたしております。

民生費では、社会福祉費におきまして、障害者台帳・障害福祉サービス管理システム改修業務に係ります委託料について、また児童福祉費におきましては、子ども・子育て支援システム改修業務に係ります委託料につきまして、それぞれ増額の措置をお願いしたところでございます。

衛生費では、保健衛生費で風疹抗体検査費用等支払い事務手数料に係ります役務費及び風疹の追加的対策対応システム改修業務に係ります委託料についてを、また清掃費におきましては、使用済み小型家電処理手数料に係ります役務費について、それぞれ増額をお願いしたところでございます。

商工費では、ふれあい垂井ピア推進協議会補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置をいたしました。

次に、土木費では、道路橋りょう費で、道路新設改良測量設計業務・用地測量業務に係ります委託料、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費及び土地購入費にそれぞれ増額措置をお願いしたところでございます。

また、都市計画費におきましては、朝倉運動公園施設修繕に係ります需用費について増額をいたしておるところでございます。

次に、消防費では、消防団員の退職報償金に係ります報償費につきまして増額をいたしております。

公債費では、平成20年度に借入れをいたしました臨時財政対策債の利率の変更に伴い、償還金、利子及び割引料に係ります償還元金の増額、あわせて償還利子の減額につきまして、それぞれ措置をお願いしたところでございます。なお、財源につきましては、国庫支出金、県支出金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 私からは、議第52号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてと議第57号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議第52号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、投票所経費等の基準額の改定がなされたことに伴い、投票管理者等の報酬の額を見直すために本条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、あわせて新旧対照表の1ページをごらんください。

報酬の額を定めております別表でございます。先ほど申し上げましたように、法改正によりまして投票所経費等の基準額が改定されましたのを受けて、第4号の投票管理者から第6号の選挙の立会人までの報酬の額について、日額なり1回の経費を100円ないし200円引き上げを行うものでございます。

議案書のほうをごらんください。

附則につきましては、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第57号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案説明にもございましたが、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、今回上程させていただくものでございます。それぞれの条例において規定をしております使用料・占用料等の額等を算出する場合の消費税率等の税率の改正を行うものでございます。

それでは、早速それぞれの改正条例の細部にわたって説明をさせていただきます。

非常に細かい部分までの改正でございますが、それぞれの額の詳細につきましては、ある部分割愛をさせていただきますので、よろしく御承知願います。説明に際しまして、それぞれ改められます額等につきましては、別添でお配りしております条例の新旧対照表をあわせてごらんになっていただきたいと存じます。新旧対照表につきましては、7ページをごらんください。

第1条による改正は、垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正でございます。本条例第2条におきまして、使用料の規定を設けております。学校教育ではない事業において、体育館やグラウンドを使用した場合、現在は主に社会体育、あるいは社会教育の団体が使用されておりますが、その場合は使用料を徴収する規定になっております。そのため、別表中の使用料の額をごらんのように改めるものでございます。

新旧対照表の8ページをごらんください。

第2条による改正でございますが、垂井町水道事業給水条例の一部改正でございます。本条例第4条の2でございますが、こちらは給水加入金について規定している部分でございますが、表中においてそれぞれ口径別の給水加入金の額を定めております。こちらの口径別の給水加入金につきましては、新旧対照表のようにそれぞれ額を改めるものでございます。

次に、本条例第22条でございますが、こちらで水道料金を算定する場合の基本料金、それと超過料金を規定してございまして、それぞれの額を算定するに当たりまして、従来の「100分の108」から「100分の110」に改めるものでございます。

新旧対照表の9ページをごらんください。

第3条による改正でございますが、垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正でございます。本条例第5条におきまして、使用料の徴収規定を設けております。この使用料の徴収できる範囲につきましては、社会教育法の第20条に定めております公民館の設置目的以外に公民館を使用した場合のみ使用料を徴収する旨の規定となっており、そういった場合、使用料を徴収するものでございます。それぞれ定められております使用料につきまして、別表のとおり改めるものでございます。

次に、第4条による改正でございます。垂井町都市公園条例の一部改正でございます。本条例第11条において使用料について規定されており、こちらに使用料を徴収する場合について定

めております。内容につきましては、都市公園法第5条及び第6条の規定に基づきまして、都市公園の管理者以外のものが公園施設を設ける場合、あるいは公園施設以外の工作物、その他の物件を設けて都市公園の占用許可を受けた場合に使用料の納付を義務づけておるものでございます。別表2にそれぞれの額につきまして掲載しており、改正部分につきましてはアンダーラインを引いている部分の改正でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、新旧対照表の11ページをごらんください。

第5条による改正で、垂井町体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。こちらの条例で管理しております体育施設につきましては、北中学校の北側に併設されております垂井町北柔剣道場、表佐地区の垂井町南体育館、大石にございます垂井町北部グラウンドでございます。本条例第8条において使用料について規定しております。1日当たりの使用料を規定していきまして、それぞれの額を今回の消費税率等の改正に伴いまして改めるものでございます。

新旧対照表の11ページから20ページをごらんください。

第6条による改正、垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましては、第10条におきまして使用料を別表に定めると規定しています。別表アにつきましては、朝倉運動公園野球場でございます。ウにつきましては、朝倉運動公園町民体育館でございます。エにつきましては、朝倉運動公園体育センター、こちらは管理事務所がある部分でございます。別表オにつきましては、朝倉運動公園第1テニスコート、これは朝倉体育館の東側にございますコートでございます。別表カにつきましては、朝倉運動公園第2テニスコートでございます。オムニコートでございます。別表キにつきましても、朝倉運動公園の第3テニスコートでございます。こちらオムニコートでございます。別表クでございますが、朝倉運動公園多目的グラウンドでございます。別表ケにつきましては、朝倉運動公園のスポーツグラウンド、わいわい広場の北側の部分のグラウンドでございます。別表コでございますが、朝倉運動公園のセミナーハウスでございます。それぞれにつきまして、使用料を別表のように改めるものでございます。

なお、各施設の使用できる時間におきまして、午前6時から午前9時の早朝の時間帯と午後9時以降の時間帯は、小・中学生の使用を制限させていただきます。

別表アにつきましては、備考欄中、朝倉運動公園野球場の照明設備の料金につきまして、今回の改正により、あわせて改めさせていただくものでございます。別表ウの町民体育館につきましては、従来は体育場を半面、3分の1、4分の1、6分の1など部分的に施設を使用した場合の利用料金を照明設備の利用料金とあわせて備考において定めていしましたが、わかりやすくするため1つの表に改めさせていただくものでございます。別表オにつきましては、備考欄中、第2テニスコートの照明設備の料金につきまして定めていまして、今回の改正により、あわせて改めさせていただくものでございます。別表コにつきましては、セミナーハウスの使用

に関して、どの時間帯で使用しても同じ御負担を利用者をお願いするように、従来の料金設定の見直しとあわせて改めるものでございます。

次に、第7条による改正、垂井町農村婦人の家設置及び管理に関する条例及び第8条による改正の垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、それぞれ該当する条文によりまして使用料を規定しており、その中で各部屋の使用料を定めておりますが、今回の改正にあわせまして、それぞれ新旧対照表のように使用料を改正させていただくものでございます。

21ページの第9条による改正、垂井町文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

この改正につきましては、本条例第9条で使用料の規定をしております、別表第1中にそれぞれ使用区分ごとの施設の名称が掲げられておりますが、全ての使用料につきまして改正を行うものでございます。なお、同表備考欄中につきましては、冷暖房施設の使用料を規定しておりますが、それらの使用料につきましても改めるものでございます。

また、別表第2につきましては、本条例第15条において、附属施設の使用料、それから保証金を定めております。ここでは、軽食喫茶室及び売店、自動販売機設置の使用料を定めていますが、こちらにつきましても消費税等改正にあわせて改正するものでございます。なお、保証金につきましては、今回は改正を行いません。

24ページの第10条による改正、垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正及び25ページの第11条による改正、垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、こちらにつきましても、別表中におきまして各部屋の使用料を定めております。それぞれの使用料につきまして、消費税等改正にあわせて改めるものでございます。

次に、第12条による改正、垂井町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正でございます。本条例第2条において、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料について規定をしております、第1項ただし書きにつきまして、1カ月未満の土地の貸し付けに係る消費税の率を改めるものでございます。

また、同項の表中の種別2建物につきましては課税対象でございます、それぞれ消費税の引き上げにより改正をさせていただくものでございます。土地の貸し付けにつきましては非課税でございますが、貸付期間が1カ月満たない場合につきましては、消費税法施行令によりまして課税対象となっております。

27ページをごらんください。

第13条による改正、垂井町道路占用料徴収条例の一部改正でございます。こちらにつきましても、土地の貸し付けの場合、または占用される場合、非課税扱いでございます。しかしながら、1カ月に満たない期間の占用料につきましては課税対象であることから、消費税率を乗じて得た額を占用料として徴収する旨の規定を第2条第2項において定めております。

次に、第14条による改正、垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましても、本条例の第7条で使用料の規定が設けられております。その規定の中に出てまいります別表中のそれぞれの使用料を改正するものでございます。

28ページをごらんください。

第15条による改正、垂井町福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、本条例の第7条で使用料の規定が設けられておりまして、社会福祉関係のクラブ以外の使用に関して使用料の徴収を行う旨を定めております。その場合の使用料に関しまして、今回の消費税率にあわせて改正を行うものでございます。

続きまして、第16条による改正、垂井町簡易水道給水条例の一部改正及び第17条による改正の垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、それぞれ条文中におきまして使用料の算定の根拠となる条文があります。そちらに規定しております額の算定に用いる率につきまして、「100分の108」から「100分の110」に改めるものでございます。

次に、29ページの第18条による改正、垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、本条例第8条で一般廃棄物の処理手数料を規定しておりまして、別表第1に定める特定家庭用機器と瓦れき類の処分手数料について改正を行うものでございます。

30ページをごらんください。

第19条による改正でございますが、垂井駅周辺施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。本条例第6条におきまして、占用料の徴収についての規定がなされております。第3項において、1カ月未満の占用につきましても課税扱いとなることから、それぞれ算定した額に消費税率を乗じて得た額を占用料として徴収する旨の規定を定めております。消費税の引き上げにより、「100分の108」を乗じて得た額を「100分の110」を乗じて得た額に改正をさせていただきます。

次に、第20条による改正、垂井町町営住宅条例の一部改正でございます。本条例第35条におきまして、駐車場の使用料の納入について規定を定めておりまして、駐車場の使用料に関しまして、今回の税率にあわせて改正を行うものでございます。

31ページをごらんください。

第21条による改正、垂井町下水道条例の一部改正でございます。本条例第36条中第1項に規定する使用料の算定方法につきまして、消費税及び地方消費税の税率「8%」を「10%」と改めるものでございます。

次に、第22条による改正、垂井町法定外公共物管理条例の一部改正でございます。こちらにつきましても、本条例第17条第2項で消費税法施行令の規定によりまして占用の期間が1カ月に満たない場合の土地の占用料を算出する場合の率を定めておりますが、その率につきまして



「1.08」を「1.10」に改めるものでございます。

また、別表第1、備考2において、「月額」を「月割」と文言を整理させていただくものでございます。また、別表第2、産出物の採取料金表につきましても、それぞれの料金を今回の改正にあわせて改めるものでございます。

33ページをごらんください。

第23条による改正、垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。本条例第8条におきまして、使用料についての規定がございますが、1時間当たりの利用料を「310円」から「320円」に改めるものでございます。

次に、第24条による改正、垂井町エコパークの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。本条例第16条でそれぞれ使用料が規定されております。別表中の額につき、それぞれ改めるものでございます。

34ページをごらんください。

第25条による改正、垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の一部改正でございます。地区のまちづくり活動の拠点施設として本施設を設置しておりますが、本条例第7条において施設の使用料について規定しております。別表で会議室、和室、談話室、実習室など、それぞれ地区センターによって名称は異なりますが、それぞれ定められております使用料等につきまして別表のとおり改めるものでございます。

37ページをごらんください。

第26条による改正、垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。こちらの条例につきましては、本条例第10条で使用料の規定をしています。別表中各部屋の使用料を今回の消費税率の改正に伴いまして、それぞれ改正をさせていただくものでございます。

議案書の14ページをごらんください。

附則でございますが、第1項、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。第2項から第5項までの規定につきましては、垂井町水道事業給水条例に基づく水道料金、垂井町簡易水道給水条例に基づく水道料金、垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例に基づく使用料及び垂井町下水道条例に基づく使用料について、経過措置としてつけ加えさせていただくものでございますが、令和元年9月から10月と月をまたいだ中で使用料が確定する場合が出てまいります。そういったものにつきましては、令和元年10月31日までの間は従来の算定方法により計算するという規定を経過措置として加えるものでございます。

以上、議第57号 垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部改正する条例の補足説明とさせていただきます。細部にわたるところもございまして、一部要約して説明をさせていただきますましたが、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子さん。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私のほうからは、子育て推進課所管に関します2議案、議第53号、議第54号の補足説明をさせていただきます。

まず、議第53号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、厚生労働省の一部改正に伴うもので、放課後児童健全育成事業所の職員の定義について改正を行うものでございます。

それでは、条文とあわせ配付資料、新旧対照表の1ページをごらんください。

第11条第3項は、放課後児童支援員に係る基準を定めておりますが、この放課後児童支援員の認定資格研修を新たに指定都市の長も実施できることとされたため、放課後児童支援員が修了しなければならない認定資格研修に指定都市の長が実施する研修を加えるものでございます。なお、附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議第54号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、2ページから5ページをごらんください。

今回の改正につきましては、議第53号と同じく厚生労働省令の一部改正に伴うものでございます。主な改正点としましては、家庭的保育事業者等については、必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、原則として卒園後の受け皿を確保しなければならないと定めているところ、特例措置を追加し、原則の適用を猶予する経過措置期間を延長するもので、これらの改正に伴い、文言の整理等を行うものでございます。

それでは、改正条例につきまして説明をさせていただきます。字句・文言に係る改正の説明は省かせていただきます。

まず第7条は、家庭的保育事業者等と保育所等の連携に関することについて規定するものでございますが、第3項の次に2項を加え、特例措置を定めるものでございます。第4項は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、連携施設の確保をしないことができるとするもので、第5項は、この場合において保育所等以外の連携協力者を確保するための基準を規定するものでございます。家庭的保育事業者等は、入所定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供に係る連携協力者として確保しなければならないと義務づけるものでございます。

次に、17条は、食事の提供に係る特例を規定しております。家庭的保育事業者等における食事の提供につきましては、原則として自園調理を義務づけておりますが、第2項は、自園給食が行えない事業者に対して調理を提供することのできる搬入施設を規定しております。第3号中の附則第2条第2項に同じを削ることにより、附則の規定と整合性を図るものでございます。

次に、第46条は、保育所型事業所内保育事業所の連携施設に関する特例を規定しております

が、条文に1項を加え、満3歳以上の児童を受け入れている事業所であって、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保をしないことができることについて規定するものでございます。

次に、附則でございます。

附則第2条は、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を規定しておりますが、第2項の第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限るの一文を削り、家庭的保育者の居宅以外の場所で保育を提供している事業者についても経過措置期間を10年とするものでございます。附則第3条は、家庭的保育事業者の連携施設の確保に関する経過措置を規定しておりますが、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者以外の事業者について、経過措置の期限を5年延長して10年とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） ただいま上程されております議案中、住民課が所管します議第55号及び議第60号、議第61号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議第55号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。提案説明でもありましたように、消費税及び地方消費税の税率が10月に引き上げられますことに伴い、また現行の使用料につきまして他市町との比較を行い、一部を改正することをお願いするものでございます。

垂井町斎場の設置及び管理に関する条例第4条第2項で、斎場の使用料につきまして定めております。火葬炉の大人・子供・死胎につきましては、消費税非課税となっております。その他のものは消費税が課税されるものでございます。

町内居住者から御説明させていただきます。

区分中、火葬炉、死胎であります。大人の使用料と同額となっておりますことから、他市町の使用料の状況も参考に3,000円に改めるものでございます。身体の一部につきましても同様に、3,300円に改正したいと考えております。汚物・へい獣につきましては、消費税を10%をお願いするものでございます。

区分中、施設につきましては、平成25年3月に料金改定を行い、26年4月の8%への改定は見送った経緯がございますので、今回10%の消費税をお願いするものでございます。

続きまして、町外居住者でございますが、大人・子供の使用料が他市町より低い現状がございます。町外居住者の利用は、平成25年度9件から平成30年度では23件と年々増加する傾向にあります。町といたしましても、町税を投入し、毎年炉の改修工事を行っている状況も踏まえ

ますと、近隣市町並みの使用料に見直ししたいと考え、町外居住者大人5万円、子供4万円、死胎3万円と改正をお願いするものでございます。身体の一部から和室につきましては、現行と同様に町内居住者の5倍とするものでございます。

また、第5条第2項で霊柩車の使用料を規定しております。斎場の使用料と同様8%への改定は見送った経緯がありましたので、今回10%の消費税をお願いするものでございます。

それでは、条文に入らせていただきます。

新旧対照表は5ページをごらんください。

斎場使用料を規定しております第4条第2項におきまして、区分中、火葬炉、大人、町外居住者、1体につき「3万円」を「5万円」に。子供、町外居住者、1体につき「2万円」を「4万円」に。死胎、町内居住者、1体につき「5,000円」を「3,000円」に。町外居住者、1体につき「2万5,000円」を「3万円」に。身体の一部、町内居住者、1体につき「5,400円」を「3,300円」に。町外居住者、1体につき「2万7,000円」を「1万6,500円」に。汚物、町内居住者、1体につき「3,240円」を「3,300円」に。町外居住者、1体につき「5,400円」を「1万6,500円」に。へい獣、町内居住者、1体につき「3,240円」を「3,300円」に。町外居住者、1体につき「5,400円」を「1万6,500円」に。

区分中、施設でございます。告別式場、町内居住者、通夜から告別式「5万円」を「5万2,300円」に。告別式のみ「2万5,000円」を「2万6,100円」に。町外居住者、通夜から告別式「25万円」を「26万1,500円」に。告別式のみ「12万5,000円」を「13万500円」に。通夜室、町内居住者、1回「1万円」を「1万400円」に。町外居住者、1回「5万円」を1回「5万2,000円」に。和室、町内居住者、1回「3万円」を1回「3万1,400円」に。町外居住者、1回「15万円」を1回「15万7,000円」に改正をお願いするものでございます。

また、霊柩車の使用料を規定しております第5条第2項では、1回についての利用料を、町内居住者「5,000円」を「5,200円」に。町外居住者「2万5,000円」を「2万6,000円」をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日より施行をお願いするものでございます。

続きまして、議第60号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について、補足説明をさせていただきます。

去る令和元年5月14日付をもちまして、大垣衛生施設組合管理者 大垣市長より議案提出の依頼がございました。当組合は大垣市ほか9市町で構成し、し尿処理施設の設置及び管理に関する事務を共同処理しております。本組合の構成団体であります大垣市の議会におきまして、大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例が可決され、建設環境委員長及び建設環境副委員長の職名が総務環境委員長及び総務環境副委員長に改められたことに伴いまして、組合の議会の組織及び議員の選任方法について定めた規約の変更が生ずるため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書、あわせて新旧対照表38ページをごらんください。

大垣衛生施設組合規約の一部を改正する規約第5条第2項中、「建設環境委員長及び建設環境副委員長」を、今後同じような変更があった場合影響が出ないように、「並びに一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長及び副委員長」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

続きまして、議第61号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について、補足説明をさせていただきます。

去る令和元年5月14日付をもちまして、西南濃粗大廃棄物処理組合管理者 大垣市長より議案提出の依頼がございました。当組合は大垣市ほか8市町で構成し、粗大廃棄物処理施設の設置及び管理に関する事務を共同処理しております。本組合の構成団体であります大垣市の議会において、大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例が可決され、建設環境委員長の職名が総務環境委員長に改められたことに伴いまして、組合議会の組織及び議員の選任の方法について定めた規約の変更が生ずるため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書、あわせて新旧対照表38ページをごらんください。

西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約第5条第2項中、「建設環境委員長」を、今後同じような変更があった場合影響が出ないように、「一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は岐阜県知事の認可のあった日から施行するものでございます。

以上、住民課所管分の3議案につきまして補足説明をさせていただきました。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 建設課長 立川昭雄君。

〔建設課長 立川昭雄君登壇〕

○建設課長（立川昭雄君） ただいま上程中の議案のうち、私のほうからは建設課所管でございます議第56号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表は7ページでございます。

また、申しわけございません、本日追加でお配りいたしました資料図面もあわせてごらんください。

今回の改正は、平成27年9月に地区計画決定を行いました栗原工業団地地区地区整備計画区域のさらなる工業系土地需要への対応と地域の雇用の場としての産業集積及び地域の活性化を図るため、資料図面にございますとおり既存地区計画区域の隣接地となります赤で発置した区域を拡充し、既存工場を含めた範囲を工業団地として一体的な土地利用を図るもので、市町村の都市計画決定に係るガイドラインが改定されたことにより、工業団地形成目的のための建築物の用途の制限を工業地域から工業専用地域に改めるため、所要の改正をお願いするものでござ

ございます。

それでは、条文に入らせていただきます。

別表第2 栗原工業団地地区地区整備計画区域内の項中、「法別表第2（を）の項」を「法別表第2（わ）の項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から起算して三月を越えない範囲内において、規則で定める日から施行するものでございます。

以上、議第56号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、健康福祉課所管に係ります議第58号及び議第59号につきまして、補足説明をさせていただきます。

両議案とも今回の規約変更につきましては、垂井町役場庁舎の移転に伴います規約の一部を改正するものでございます。

それでは初めに、議第58号 不破郡障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、37ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、第3条では執務場所について定めておまして、垂井町役場の所在地を移転先の所在地に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は垂井町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例（平成28年垂井町条例第26号）の施行の日から施行するものでございます。

続きまして、議第59号 不破郡介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、38ページをごらんいただきたいと思います。

こちらも同様に、第3条におきまして執務場所について定めておきますので、垂井町役場の所在地を移転先の所在地に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は垂井町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例（平成28年垂井町条例第26号）の施行の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 私からは、議第62号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,731万

7,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を95億7,121万7,000円といたすところでございます。

第2項でございます。補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。お目通しをいただきたいと思います。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をさせていただきます。

歳出からでございますが、7ページをごらんください。

款2総務費、項1総務管理費でございます。

目5財産管理費につきましては、新庁舎の建設に伴い、文化会館西側の敷地を駐車場などとして利用するための借地料として64万3,000円の増額を計上するものでございます。

款2総務費、項4選挙費につきましては、目4参議院議員選挙費で、選挙に係る投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人の報酬の額を1日あるいは1回当たり100円ないし200円増額するもので、節1報酬で1万7,000円を計上するものでございます。また、節13委託料では、ポスター掲示板のこま数を6こまから8こまにふやすことにより掲示板が大きくなることから、節13委託料でポスター掲示場設置等委託料に要する費用を26万6,000円増額するものでございます。なお、財源につきましては、全て県支出金が交付される見込みとなっております。

8ページをごらんください。

款3民生費、項1社会福祉費でございますが、目11障害者福祉費において、本年10月に制度改正されます就学前の障がい児の支援の無償化への対応として、節13委託料で障害者台帳・障害福祉サービス管理システム改修に要する費用として、16万2,000円の増額を計上しております。財源につきましては、全て国庫支出金が交付される見込みとなっております。

同じく款3民生費、項2児童福祉費でございますが、目1児童福祉総務費において、幼児教育無償化への対応として、節13委託料で子ども・子育て支援システム改修に要する費用として、378万4,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましても、財源につきましては全て国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費でございます。

目6保健センター費において、厚生労働省が本年から3カ年かけて集中的に風疹の感染拡大防止のための追加対策に取り組むことから、これに対応するもので、検査費用と支払い事務を代行する国民健康保険団体連合会へ支払う手数料として、節12役務費で54万円を、風疹の追加的対策対応システム改修業務に対する費用として、節13委託料で43万2,000円を計上し、合わせて97万2,000円の補正をお願いするものでございます。なお、財源につきましては、事業費の2分の1が国庫支出金として交付される見込みとなっております。

次に、款4衛生費、項2清掃費でございます。

目3塵芥処理費において、昨年度まで使用済み小型家電の処理をお願いしていた事業者が本

年度より本業務を行わなくなったため、同業務を行う他の事業者と契約をするに当たり処理手数料が増額となったため、節12役務費において150万6,000円を計上するものでございます。

9ページをごらんください。

款7商工費、項1商工費でございます。

目2商工振興費において、ふれあい垂井ピア推進協議会では、毎年行われているふれあい垂井ピアを本年度はさらなる活気あるイベントにするため、東西対抗戦国俳句バトルを企画されたため、これに充てる費用として節19負担金、補助及び交付金で同協議会に対する補助金を150万円増額するものでございます。なお、財源につきましては、全て県支出金が交付される見込みとなっております。

次に款8土木費、項2道路橋りょう費でございます。

目3道路新設改良費でございますが、東小学校の外周道路で一部幅員が狭い箇所があり、このたび、地先の土地所有者の方の協力が得られることとなったため、当該道路の幅員を3メートルから6メートルに拡幅するもので、測量設計業務・用地測量業務の委託料として節13委託料で80万円、節15工事請負費で400万円、土地購入費として、節17公有財産購入費で300万円、合わせて780万円増額をするものでございます。

10ページをごらんください。

款8土木費、項4都市計画費でございます。

目5運動公園管理費でございますが、朝倉運動公園内の水道施設に漏水が見られることから、これを修繕するもので、節11需用費で100万円を計上するものでございます。

次に、款9消防費、項1消防費の目1非常備消防費でございます。当初予算では、節8報償費で消防団員退職に係る報償金として600万円を見込んでおりましたが、昨年度退団した団員は43名で、かかります報償金額が683万6,000円となることから、83万6,000円の増額をお願いするものでございます。なお、財源につきましては、全て消防団員等公務災害補償等共済給付金が交付される見込みとなっております。

次に、款12公債費、項1公債費でございますが、これは平成20年度に借入れを行いました臨時財政対策債の償還元金及び償還利子に係るものでございます。借入れ後10年を経過した時点で利率の見直しを行うといったもので、目1元金、節23償還金、利子及び割引料におきまして、償還元金95万8,000円の増額を、目2利子、節23償還金、利子及び割引料におきまして、償還利子212万7,000円の減額を行うものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。

5ページをごらんいただきたいと存じます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金でございます。

目2民生費国庫補助金につきましては、歳出で御説明しました幼児教育無償化への対応として、子ども・子育て支援システム改修に充てる費用として、節4児童福祉費国庫補助金で378



万4,000円の増額を、就学前の障がい児の支援の無償化への対応として、障害者台帳・障害福祉サービス管理システム改修に充てる費用として、節9 地域生活支援事業費補助金で16万2,000円の増額を計上し、これらを合わせて民生費国庫補助金で394万6,000円を補正するものでございます。

次に、目3 衛生費国庫補助金につきましては、風疹の感染拡大防止のための追加対策に取り組む費用に充てる補助金として、節1 衛生費国庫補助金で48万6,000円の増額を補正するものでございます。

次に、款15 県支出金、項2 県補助金でございます。

目6 商工費県補助金につきましては、ふれあい垂井ピア推進協議会が企画する東西対抗戦国俳句バトルに広域観光環境整備事業費補助金が充てられることから、節1 商工費県補助金150万円を補正するものでございます。

次に、款15 県支出金、項3 委託金でございます。

目1 総務費委託金で、参議院議員選挙に係る投票管理者等の報酬の増額に伴う費用や、ポスター掲示板が大きくなることに伴う費用に参議院議員選挙委託金が充てられることから、節4 選挙費委託金28万3,000円を増額するものでございます。

次に、款19の繰越金につきましては、前年度繰越金1,026万6,000円をもって収支の均衡を図るものでございます。

6ページをごらんください。

款20 諸収入、項5 雑入でございます。

目6 雑入、節7 給付金では、消防団員退職に係る報償金の給付に充てる費用として、消防団員等公務災害補償等共済給付金83万6,000円を増額するものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

なお、11ページには給与費明細書、12ページには地方債残高に关します調書を添付させていただいておりますので、お目通しを願います。

以上、議第62号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） お諮りします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第52号から議第62号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時24分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 若 山 隆 史

会議録署名議員 藤 墳 理